

指定 オパール居宅介護支援事業所 運営規程

【事業の目的】

第1条

1. 医療法人社団青山会が開設するオパール居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の実施に当たっては、医療機関、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

【事業所の名称等】

第3条

1. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ① 名称 オパール居宅介護支援事業所
 - ② 所在地 小野市復井町 916-1

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第4条

1. 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもして居宅介護支援の提供に当たるものとする。
 - ② 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

【営業日及び営業時間】

第5条

1. 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。
 - ② 営業時間 午前8時30分～午後17時30分までとする。
ただし、24時間連絡体制確保し相談対応する。

【居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等】

第6条

1. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。法定代理受領サービスである場合は、利用者より利用料は徴収しないものとする。
 - ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内、利用者宅、その他必要と思われる場所
 - ② 使用する課題分析票の種類 (株)コンダクト 介護請求ソフト「ひまわり」
 - ③ サービス担当者会議の開催場所 利用者宅及び第3条に規定する事業所内等
 - ④ 居宅サービス計画の確定
 - (ア) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
 - (イ) モニタリングの結果記録 最低月1回
 - (ウ) 居宅介護支援事業所とサービス提供事業所との連携
介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業所等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。
 - (エ) 地域ケア会議における関係者間の情報共有
地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル以上300円、以降5キロメートルを超えるごとに200円を加算する。
 - ② 前項の費用に支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第7条

1. 通常の事業の実施地域は、小野市・加東市・加西市

【事故発生時の対応】

第8条

1. 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
2. 前項の事故に際して、とった処置について記録を行うものとする。
3. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情・ハラスメント対応】

第9条

1. 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護支援の提供に対する利用者及び家族等からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件

の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【個人情報の保護】

第10条

1. 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を求め、書面より了解を得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第11条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待を防止するための従業員や地域住民に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの相談体制の整備
 - ③ 事業所内で虐待防止のための委員会を定期的に開催、介護支援専門員への周知徹底
 - ④ その他、虐待防止のための指針の整備や対応窓口及び責任者の配置
2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

【事業継続計画】

第12条

1. 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定し、従業員に周知するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
2. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【衛生管理】

第13条

1. 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。
2. 感染症の予防及びまん延防止に関する会議等は、6か月に1回以上開催するとともに、その結果を従業員に周知する。

【その他運営についての留意事項】

第14条

1. 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

| | |
|---------------|---------------------|
| ① 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ② 継続研修 | 月 1回 |
| ③ 権利擁護関する研修 | 年 2回 (身体拘束及び虐待予防支援) |
| ④ 認知症ケアに関する研修 | 年 1回 |
| ⑤ 感染症に関する研修 | 年 2回 |
| ⑥ 介護予防に関する研修 | 年 1回 |
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族に秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
5. 介護支援専門員の実務研修受け入れ事業所とし、人材育成への協力体制の整備を行うものとする。実習生の同行訪問については、事前に利用者及び家族の同意を得られた場合に限り実施し、実習生に対しても、個人情報の保護については遵守させる。
6. この規定を定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団青山会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規定は、平成13年4月1日に施行する。
- この規定は、平成23年9月1日に施行する。
- この規定は、平成26年4月1日に施行する。
- この規定は、平成28年6月1日に施行する。
- この規定は、平成29年4月1日に施行する。
- この規定は、平成31年1月1日に施行する。
- この規定は、令和6年4月1日に施行する。